

令和3年第5回田野畑村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和3年5月31日					
招集の場所	田野畑村役場					
開閉会日時	開会 令和3年6月18日			議長	鈴木隆昭	
	閉会 令和3年6月22日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名	議席 番号	氏名	出席 等別	議席 番号	氏名	出席 等別
	1	中村芳正	出	6	畠山拓雄	出
	2	工藤求	出	7	上山明美	出
	3	上村浩司	出	8	中村勝明	出
	4	小松山久男	出	9	佐々木功夫	出
	5	佐々木芳利	出	10	鈴木隆昭	出
会議録署名議員	1	中村芳正		4	小松山久男	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	畠山哲	主査	三上恵美		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村長	石原弘		教育長	相模貞一	
	総務課長	工藤光幸		教育次長	平坂聡	
	政策推進課長	佐々木修				
	生活環境課長 健康福祉課長 診療所事務長	工藤隆彦				
	地域整備課長	佐々木卓男				
	産業振興課長	佐藤智佳				
	総務課主幹	大森泉		総務課主任主査	菊地正次	
	産業振興課主幹	早野和彦		総務課主任主査	大澤健	
				政策推進課 主任主査	佐々木賢司	
				政策推進課 主任主査	角舘尚	
				生活環境課 主任主査	横山順一	
				地域整備課 主任主査	工藤光昭	
				地域整備課 主任主査	佐藤太	
			健康福祉課 主任主査	佐々木和也		
			教育委員会事務局 主任主査	工藤真樹		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 令和3年第5回田野畑村議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和3年6月18日（金曜日） 午前10時00分開議

#### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和2年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第7 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について（令和2年度田野畑集落排水特別会計予算）
- 日程第8 報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について（令和2年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第9 議案第1号 準用河川大峰川外河川道路災害復旧（1災303号・412号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第10 議案第2号 村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第11 議案第3号 村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第4号 村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第13 議案第5号 村道和野平井賀線道路災害復旧（1災415号・605号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第14 議案第6号 準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第8号 田野畑村就学支援委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第9号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第10号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

#### 散 会

---

◎開会及び開議の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 ただいまから令和3年第5回田野畑村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

○議長【鈴木隆昭君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い進行いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長【鈴木隆昭君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、中村芳正君、4番、小松山久男君を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長【鈴木隆昭君】 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から22日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付いたしました会期計画のとおりでありますので、ご了承願います。

---

◎諸般の報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程第3、諸般の報告を行います。

村長から報告3件、議案10件の送付があり、お手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。

次に、村長から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社サンマッシュ田野畑及び株式会社陸中たのはたの経営状況等を説明する書類の送付があり、お手元に配付してありま

すので、ご了承願います。

次に、監査委員より監査結果の報告書1件を受理しており、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、会議等関係でありますがお手元に配付いたしておりますので、ご了承願います。なお、関係書類は事務局にありますので、御覧願います。

続きまして、宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要を畠山拓雄君から報告願います。

○6番【畠山拓雄君】 去る5月18日に招集された宮古地区広域行政組合議会臨時会において審議された議案につきまして、その概要をご報告申し上げます。

本臨時会は、宮古市役所議場において午後3時に開議され、会期は1日限りでございました。議案等は3件で、お手元に配付しております概要報告書のとおりでございます。

選挙第1号であります、副議長の選挙により、山田町選出議員の豊間根信君が当選いたしました。

議会運営委員会委員の選任についてでございますが、議会運営委員会委員に山田町選出議員の黒澤一成君を選任しております。

議案第1号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する高規格救急自動車の買入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の車両については宮古消防署に配置予定となっております。

議案第2号 財産の取得に関し議決を求めることについてでございますが、消防活動の用に供する高度救命処置用資機材の買入れをしようとするもので、これを原案のとおり可決しております。

なお、本件の資機材については、議案第1号で買入れをしようとする高規格救急自動車に搭載するものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩（午前10時03分）

---

再開（午前10時04分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎行政報告

○議長【鈴木隆昭君】 日程に従い進行いたします。

日程第4、行政報告を行います。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 令和3年4月27日から令和3年6月17日までの行政報告をさせていただきます。

5月1日、盛岡・宮古絆フェスタから始まりまして、5月12日、岩手県・市町村トップミーティングということで、知事をはじめとし、県下の33市町村がリモートにより会議を開催したところでもあります。次第は、これからの行政の上でDXをどういうふうに取り扱うかということ等を次第として、2項目を中心に議論したところでもあります。

5月16日、りんごふじ誕生80周年記念式典ということで、過日4月22日に道の駅のグランドオープンに際しご臨席を賜った友好都市の青森県藤崎町の平田町長からご招待を受け、参加させていただきました。

6月4日、職員の辞令交付式、次のページになりますけれども、6月11日、議員全員協議会ということで、最後になりますが、記してはおりませんが、6月17日、2020東京オリンピックの聖火リレーということで、カルボナード島越駅から松島漁港の碑までを区間とするリレーが行われ、臨んだところでもあります。

入札でありますけれども、5月7日2件の入札ということで、お示しのとおりであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 これで行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長【鈴木隆昭君】 次に進行いたします。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従ってこれを許します。

7番、上山明美君。

〔7番 上山明美君登壇〕

○7番【上山明美君】 議席番号7番、上山明美です。私たちの日常生活や経済活動の支障となり、なかなか感染終息が見えてこない新型コロナウイルス感染症対策を中心に、通告に基づいて質問します。

新型コロナウイルス感染症対策の切り札とも言えるワクチン接種が始まり、本村では65歳以上の方々は昨日終了となりました。64歳以下についても今月24日から始まり、8月12日で終了する予定であることが新聞で報道されました。予防接種が順調に進んでいることにほっとしていますが、これから始まる64歳以下の方々への接種をよりスムーズに進めるためには、さきに実施した

65歳以上の方々への状況を検証することが大事だと思います。

そこで、今回予防接種実施に当たり、特に問題点はなかったのか伺います。

また、64歳以下の予防接種実施については、65歳以上の方々の予防接種を踏まえ、配慮したことはあるのかどうか。

県内では、医療や福祉施設で新型コロナウイルス感染によるクラスターが発生しました。最近では、感染が低年齢層にも広がり、保育や学校施設でもクラスターが発生し、介護や保育に当たる方々には常に自分が感染するかも、させるかもという不安があります。本村では、このような職種の方々の予防接種についてどのように考えているのか、方針等ありましたらお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、本村でも防災、教育、子育て、地域企業経営、観光などなど、様々な事業を実施してきましたが、その効果をどのように捉えているのか、また今後コロナ感染症対応として村が重要と考えていることは何かを併せて伺います。

従業員の新型コロナウイルス感染症発症に伴い、乳製品の製造を一時ストップした公社ですが、製品製造再開後は取引のあった業者は快く受け入れてくれたとのことでしたが、その後の乳製品の売上げ状況はどのようになっているのか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での感染症対策は既に実施されているのかどうか伺います。

今回のコロナ感染症発症で、食品を扱う事業者としての責任を痛感したところですが、現在職員の健康管理はどのように行われているのか伺います。

4月22日にグランドオープンした道の駅たのはた思惟の風は、さきに行われた職員の行政視察において、順調に推移していると説明されました。連休や土日はたくさんの方々でにぎわっていることが分かりますが、平日の利用状況はどうか。各曜日ごとに把握しているのであれば、その状況をどのように捉え、対応しているのか。道の駅の産直、食堂、ファストフード、各売場の売れ筋商品は何なのか。また、不特定多数の人が出入りする道の駅では、コロナ感染症対策として、通常の手指消毒や検温などが行われていますが、そのほか実施されている感染予防対策を伺います。

教育委員会には、コロナ禍での学校生活について伺います。新型コロナウイルス感染症が発生したことで学校が休校となったり、様々な学校行事が中止になったりするなど、子供たちに大きな影響がありました。大学では、オンライン授業に取り組むなど、コロナ禍で学校現場の情報通信技術環境が急速に整備され、児童生徒1人に1台のタブレット等が配付されるなど、学習の確保に努めているところです。今の子供たちは、日常的にスマートフォンなどの機器に触れる機会が多く、さらに学校でタブレット等を扱う時間が多くなったことから、視力低下や姿勢への影響が懸念されています。子供たちの健康管理の一環として、本村ではどのように対応しているのか伺います。

さきにも述べたとおり、感染が低年齢層にも波及しています。現在の学校現場で行っている感

染予防対策と、特に重点を置いていることは何かを伺います。

新型コロナウイルス感染症を中心に質問しました。当局には、分かりやすい答弁をお願いして、この場での質問を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番議員に対する答弁を求めます。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 7番、上山明美議員の質問にお答えします。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種についてお答えいたします。本村では、第1弾となる65歳以上のワクチン接種が5月10日から診療所でスタートし、本日終了の運びとなっております。この間、議員各位、村民の皆様のご理解とご協力により、大きな混乱もなく実施できたことに対し、この場をお借りして感謝を申し上げます。

65歳以上のワクチン接種を実施しての問題点とその対応についてでございますが、前段でも申し上げましたとおり、特に大きな混乱は生じなかったものと受け止めております。しかしながら、接種当日には受付時間前の行列、経過観察時間やバス内での密接な会話なども散見される場面があったことから、防災行政無線での接種時の注意周知や必要な場面での声かけなどで対応したところでございます。今後におきましても、その都度状況を見ながら対応策を検討してまいることとしております。

次に、優先接種についてでございますが、高齢者福祉施設の従事者につきましては、施設入所高齢者の接種と並行して実施したところでございます。医療従事者につきましては、調整に時間を要した上、日程が合わずに接種が遅れておりましたが、既に1回目は終了し、近日中に2回目を行う予定となっております。

また、64歳以下の接種見通しについてですが、ワクチン供給のめども立ったことから、村独自の優先接種順位を設定せず、6月24日から全対象者を年齢の高い段階の順に接種日程を組み、早期に実施してまいります。

次に、地方創生臨時交付金実施事業についてでございますが、29事業、約2億3,000万円の事業を計画し、令和3年5月末時点で23事業、約1億8,000万円の事業が完了いたしました。感染症拡大対策として、マスクや消毒液、公共施設の感染症防止対策などを行うとともに、感染症拡大により大きな影響を受けた事業者支援や農林水産業支援及び子育て世帯の支援などに重点を置き、取り組んできたところであります。幸いにも、現時点では村内の感染症拡大は防ぐことができており、また感染症拡大の影響による事業廃止なども出ていないことから、一定程度の効果が得られていると考えているところであります。

今後の重点事業につきましては、まず感染症拡大の影響を最も強く受けている観光及び飲食業者等への支援のため、4月臨時村議会で予算化した事業実施に取り組んでいるところであります。

また、子育て世帯への支援及び農林水産団体等への支援を中心の事業を計画し、本定例議会に補正予算案を提案し、審議をお願いしているところでございます。

次に、移転リニューアルにより4月22日にグランドオープンしました道の駅たのはた思惟の風についてでございますが、地域の皆様や道路利用者など、村内外のたくさんの方々にご来場いただき、復興10年目の区切りとして田野畑村をPR、情報発信するよい機会のスタートになったものと思っております。まだ営業開始間もない施設でございますが、今後も田野畑村の地域振興を担う中心施設の一つとして、村民の活動、活躍の場の提供による事業展開を図っていくこととしております。

まず、1つ目の曜日ごとの利用状況と対応の質問でございますが、オープンから現在までの経過を見ますと、天候、気温で利用者の増減が顕著であるようでございます。また、平日におきましても売上げの増減が見られ、今後観光バス等の休憩場所としての認知と利用の広がり期待しているところであり、今現在状況判断までは至っていないところでございます。いずれ行政といたしましても、道の駅たのはたの情報発信を強化し、村のPR、集客に注力をしていきたいと考えております。

続いて、産直、食堂、ファストフードそれぞれの売れ筋商品でございますが、物販仕入れ商品では産業開発公社の「山ぶどうワイン」、出荷部会においては「菌床シイタケと蜂蜜」、飲食は「わかめたっぷりミルク麺」、ファストフードは「たのはた生乳ソフト」となっております。いずれもお客様には、田野畑の生産物、加工品など、地元のもの、味を好んでお買い上げいただいている傾向が強いと感じております。今後も引き続き地域の特色あるお土産品等の製品化など、地域商品が主力となるように努めていきたいと思っております。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策であります。従業員には基本となりますマスクの着用や体温の記録、手指の消毒の徹底、お客様にはマスクの着用による入店のお願い、出入口等への消毒液の配置、各箇所の拭き取り消毒作業や換気、自動体温計3基、空気清浄機2基の設置のほか、広く感染拡大防止啓発のため、チラシ、ポスター、パネルの掲示による周知を行い、感染対策を図っているところであります。また、飲食コーナー等はアクリル板の設置、商品精算のレジ等につきましても金銭の直接的な手渡しを軽減させるセミセルフレジを導入し、対応しているところであります。

次に、産業開発公社の対策についてでございますが、まず現在乳製品につきましては、5月12日から新パッケージでの販売を開始したところでございます。また、中身につきましてもコロナ禍における健康志向の高まりに合わせて、ヨーグルト製品に食物繊維を加え、売上げ向上に取り組んでいるところであります。また、売上げ状況につきましては、新パッケージ販売以降、出荷数量も順調に推移しており、6月は前年同月の売上げを上回る見込みとなっております。

次に、新型コロナウイルス対策についてでございますが、4月臨時議会の補正予算で措置いた

だいた村のコロナ感染症臨時交付金を活用させていただき、アクリル板の仕切りを5月中に設置するとともに、非接触型サーマルカメラも設置し、使用開始しているところであります。また、一部事務所等の換気扇の設置につきましては、製品の準備が整い次第、設置する予定となっております。

次に、職員の健康管理についてでございますが、年に1回の健康診断を基本に、深夜勤務に従事する職員は年2回の健康診断を実施しております。新型コロナウイルス感染症予防対策としては、出勤前、出勤時の2回検温を実施しており、37度4分以上の発熱があった場合には所属長への報告とともに、自宅待機することとしております。あわせて、出勤時には自覚症状や家族の症状の有無を記録表に記入し、勤務に際し、不適合な事項があった場合は所属長へ報告し、指示を受けることとしております。

会社として、感染に関する反省と再発防止等の観点から、5月31日に宮古保健所長の杉江琢美様を講師に招聘し、新型コロナウイルス感染症対策の基本、感染のうつり方、症状の説明、公社の濃厚接触者発生環境における喫煙の有害性等を学び、今後に生かす取組の一助としたところであります。この受講を受けて、日常的なドアノブ等の定期消毒や手指のアルコール消毒、家庭内における健康管理と予防対策、不要不急の外出抑制など、さらなる徹底を図り、より一層の感染予防対策を行っているところであります。

○議長【鈴木隆昭君】 引き続き答弁を求めます。

相模教育長。

〔教育長 相模貞一君登壇〕

○教育長【相模貞一君】 上山明美議員の質問にお答えします。

児童生徒のタブレット端末は、公立学校情報機器整備費補助金などの国庫財源を主たる財源に、230台の整備を実施しています。現在は、これまでのICT機器リース期間が本年12月までとなっているため、当面の間はその機器を利用しながら、タブレット端末の通信環境の設定と教職員の活用カリキュラムの準備を行った上で、令和4年1月からの供用開始に向けて備えているところです。

児童生徒の視力の低下や姿勢などについてのご質問でございますが、文部科学省では児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドラインを作成しており、本村はこの内容に沿ってICT機器を使用する場合の指導を行っています。この指導は、主に学校保健部の養護教諭により計画され、各担任が授業時間の指導や配慮に役立てているほか、家庭での利用場面を考慮し、保護者の啓発なども行っています。

学校での取組としては、学校衛生管理について教室の照度等の検査や改善を毎年行っているほか、授業で使用する場合はカーテンを利用した画面への映り込みの防止や照明環境への配慮、文字の見えやすさへの配慮などの対策を講じています。また、タブレットを使用する場合は、机上

の整理が根本にあり、長時間注視しないような授業時間の工夫や机と椅子の高さを成長に応じて調整するよう、配置換えや整備等の対応を行っています。

次に、学校における感染症対策についてお答えいたします。従前よりコロナウイルスを持ち込まない、持ち込ませないを基本として対策を講じてまいりました。これまで同様、手洗い、消毒の日常化、毎日の検温と体調チェック、適正なマスクの着用、教室の換気、3密の場面回避など、学校と児童生徒、家庭が一体となって感染防止に努めているところです。特に昨年度の3学期からは、サーマル式体温計やオゾン発生装置を導入したほか、非接触型のセンサー式水道蛇口の修繕を実施することとしています。校内の消毒については、用務員を中心として行っており、電解水生成装置や自動消毒液噴霧器を設置するなどして感染予防の徹底を図っています。

また、小中学校向けに独自の警戒レベルを設定し、県内や宮古管内の感染状況を見ながら予防対策を実施しております。少年団活動、部活動の対外試合については、小中学校と連携し、参加基準を定め、対策を施した上で参加している状況にあります。

なお、コロナ禍で児童生徒が困難な生活を強いられている状況ですが、命の大切さ、学習することの大切さを共に学び、感染予防にも主体的に取り組む資質、能力と状況対応力を育ててまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 補充質問を許します。

7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 答弁ありがとうございました。追加質問に入る前に、すみません、議長に確認で、私の持ち時間は何時何分まででしょうか。すみません。

○議長【鈴木隆昭君】 11時8分まででございます。

○7番【上山明美君】 すみません。ありがとうございました。

予防接種が順調に進んでいるということで、すごくありがたいなというふうに感じております。特に予約から接種当日についても大きな混乱もなく、おおむね受けた方々にはすごくよかったというふうな言葉が聞かれて、その点についてはすごく安心しております。

それで、65歳以上の対象者の方が何人という数字があると思うのですがけれども、今回のコロナワクチンを接種された方は、大体その対象者のうちの何%くらいに当たるのかお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 7番議員さんにお答えいたします。

まず、受けられなかった方、今から受ける方もいらっしゃいますので、今の本当に概算ということになりますが、今高齢者、65歳以上の方と答弁させていただいたとおり、施設従事者の方も並行してやっていますので、あとは村外の方というのを把握している部分でいきますと、対象者数が1,400人余りで、86%の方が接種を完了しております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 結構高い接種率だなと思います。

あと、高齢者福祉施設の従事者については、入居者と一緒に並行してということなのですが、高齢者福祉施設の従事者の方は、希望する方はもう2回接種が終わっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

ちょっと答弁にもありましたが、地域ごとのやつは昨日で終わってしまっていて、今日施設が若干残っております。それで、施設の方が今日やって、希望する方がやって終了ということになります。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 では、医療従事者についても答弁があって、福祉施設の従事者という方と、あとは今保育施設ですか、児童館、保育所とか、放課後児童クラブ、学童とか、あとは学校の教職員の先生たちというふうな感じで、この人たちもリスクが高いのかなというふうに捉えているわけですが、この方たちは答弁にあったように、村の独自の優先接種順位を設定しないで、年齢になったらその中で受けるという、特に優先してとかというわけではなくて、それなりの年齢が来たら通知が来ると思うのですけれども、そのときに接種を受けるようにするというふうなことで村は考えているということよろしいですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

優先接種で決められているのは、基礎疾患と、あとは高齢者福祉施設というところでやるということになっていますが、それ以外、例えばワクチンの数が足りないとか、そういったときに、やっぱり優先してやらなければならないという、今おっしゃったところの教育施設だったり、児童福祉施設というところは考えられるわけですが、村でやっているやり方は個別接種、診療所でやっております。それで、優先順位を設けてやってしまうと、例えば施設のほうは全部来るとかということは、ちょっとやっぱり現実的ではないなというところもあって、それを設定する時間よりは、まず全年齢を早めに日程を設定してやって、職員の方もばらばらに出てやっていければというところで、例えば児童福祉施設もみんなの職員、そこを優先にしまうと、全員が来てしまうと。そうすれば、閉めなければならないとか、いろんなことがありまして、そういったことで早く始めることを優先にちょっとそこは考えさせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 あと、65歳以上のワクチン接種、予防接種を始めるときに、予約していたのだけれども、当日ちょっと都合が悪くてできないという方のワクチンというのは、それにつ

いての対応はということだったのですけれども、やはり予定でできなかったから、そのワクチンを例えば福祉施設の職員の希望する方に打つとか、そういうふうな事例はあったのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 ワクチンの残余については、やはりいろんなところで問題というか、なっていて、おっしゃったとおり、子どもも高齢者の人数によって、1番目から6人取れると、今現在そうなのですけれども、それで例えば2人余った、3人余ったとなったときに、高齢者福祉施設の方を入れたりとか、あとは医療関係者でしたり、接種会場の人も医療関係者になるので、保健センターの職員であったりとかというところでの対応をしておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 大きなところでは、結構残が出たとかというふうなことで、貴重なワクチンなのというふうに問題になっておりますけれども、的確に処理というか、対応されているのかなと思います。

あと、早速64歳以下の方が始まるということで、昨日私にも通知が来まして、いよいよかなという感じなのですけれども、そのことで確認なのですけれども、私のところに来た通知を持って、例えば私が盛岡で行われている大規模接種会場とか、東京とか、そういうところの予約が取れた場合には、配付された用紙を持って、その指定された、例えば盛岡の会場だとか、東京の会場だとかに行っても、予防接種は受けられるというふうなことでよいのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

大規模接種会場については、現在のところは65歳以上というところが主ですけれども、64歳以下の動きもございしますが、まずは予約が必要になってくるので、受けられることは、東京に行っても受けられますし、盛岡でも受けられます。ただ、現実的にいきますと、東京はまだまん延防止というところもあって、往来控えてくださいとかというところもあるので、そういったところから見ると、やはり県内でやるのが、やろうとすれば好ましいかなと思いますし、あとは2回続けて同じ接種をしなければいけないので、大規模接種会場は田野畑でやっているファイザー社ではなくて、武田モデルナのほうになりますから、そういった場合は1回受けて、2回目は大規模接種ということにはなりませんので、その辺はご留意が必要かと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 予防接種について、これは教育委員会のほうに聞くのかどうかあれなのですけれども、結局生徒、高校生の方とか、あとは田野畑の場合でもどこでもあると思うのですけれども、住所を持っていない先生たちの接種とか、いろいろ出てくると思うのですけれども、例えば予防接種に指定された日を公欠にしてぜひ受けてもらおうとか、そういうふうにするというような動きみたいなのは、特に教育委員会というか、そういうところではワクチンについて方針とか、

そういうので話題になっているというようなことはないのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 中高生のところですが、ちょっと私のほうでも調べたり聞いたりしたので、私のほうからお答えさせていただきますが、これまでもインフルエンザだったりという予防接種でも、公認欠席にはしておらず、やっぱり個人で受けるか受けないかなので、基本的には県教委のほうでも欠席あるいは早退、遅刻という部類になるらしいです。それでも、例えばおっしゃるとおり、遠隔地、遠くに行っている方とかの分をどうするのかなというところは、校長先生の裁量もあるのでという話でしたので、そういった方はぜひとも学校のほうにご相談いただければなと思っております。

それと、中学生以下についてですけれども、ちょっと方針としては12歳以上をやるということで進んだわけなのですが、最近の状況で、やはり苦情が出たりとか、集団接種をしようとしたところに、やっていいのかどうか、あとは脅迫めいたこともあったので、県のほうにも照会はしておりますが、ちょっとその結論が出てから少し考えようかなと思っております。やはりそういったトラブルになるようなことはちょっと避けたいなとも思ったので、そこは発送をストップして、今後ちょっと動向を見ながら考えていきたいと考えております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 65歳以上の予防接種のときもそうでしたけれども、田野畑村だけではなくて、全国的に初めてのことで、何が起きるのかなというふうな感じで、今のところ村は臨機応変に対応していただいて、順調に進んでいるのかなと、進むのかなというふうなことはありますけれども、先ほど答弁にもあったとおり、やはりそのときそのときで対応しなければならないことも出てくるのかなと思いますので、希望としてはともかくワクチンを受けたいという人が安全に受けもらえる環境をつくるということだと思っておりますので、その点についてはよろしくお願ひします。

次に、地方創生臨時交付金のことなのですけれども、29事業を計画して、23事業が完了ということなのですけれども、どれも大切な事業だったと思うのですけれども、村としてはともかくこれは最も効果があったな、やってよかったなという事業は何なのかをお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時44分）

---

再開（午前10時44分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 なかなか順位をつけるのは難しいというのがあるのが率直なところでございます。全ての事業につきまして、一定の効果があったというふうに思っております、

なかなか順位づけは難しいということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。みんなそれぞれ効果があるのでは、非常にいい事業だったのかなというふうに思います。

この事業、交付金を使っては、これからも出ていくので、効果等々は当然当局もですけども、もうこちらのほうも併走していかなければならないものだなというふうに思っております。

あと、道の駅なのですけども、土日とか休みの日は、やっぱりすごく入っているなというふうに見た感じで私も思うのですけれども、平日と、あとはお天気に左右されるということなので、すけれども、平日も月火水木金のうちに、もしかしてこの曜日はというふうな傾向等が多少見られるような感じとかが、少ないにしても、木曜日はすごく落ち込むとか、金曜日は平日の中でもそれほどではないとか、何か傾向等、短い期間ですけども、つかんでいるものがあれば、それについてお知らせください。

○議長【鈴木隆昭君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 おかげさまをもちまして、道の駅オープンしたところでございますが、率直に申し上げまして、オープンからまだちょっと日が浅いということで、傾向を把握するのちょっと難しい、平日と休日はまた別なのですが、あるということでございます。

平日の売上げ等が上がってきまして、眺めてみますと、曜日によって突然上がったりしているところがあって、分析しますと、県外からの修学旅行の団体が入ったとかいうようなことがあったりして、増えているところがあったりしますが、これから夏の繁忙期が迎えられると、それから冬になると比較的閑散となってくるということですので、もう少し期間を見ながら、その売上げ状況、それから売上げのものなどを精査していきたいなというふうに考えていました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。やっぱりさきに行われた行政視察でも、休みの日とか連休はそれなりの売上げがあるけれども、平日で天気が悪かったりするとちょっとというところがあったので、流すというわけではないですけども、そこをどのようにやっていくかというところが今後の大きな課題なのかなというふうには感じています。

それで、いろいろなものの売れ筋というので、物販仕入れ商品で「山ぶどうワイン」というのがあって、テレビ番組のときにも、これは道の駅に出て日の目を見た、それこそ駅長さんとか出演した方が、売れない演歌歌手に突然ヒットが出たような感じだというような表現していましたけれども、なぜこの「山ぶどうワイン」が売れ筋になったのかというのはどのように考えていますか。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前10時48分）

---

再開（午前10時48分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長【佐々木 修君】 なかなか回答が難しいところですが、考えるところでは、やはりお土産的な部分があるのかなというふうには考えておりました。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 答弁のほうにもありました田野畑の生産物、加工品など、地元のもの、味を好んでお買い上げいただいている傾向が強いというふうなことがあって、やっぱり売場とこの産直も地元のものだというふうな感じで思うので、そこをどういうふうにつくり出して、アピールして、手に取って買っていただくかということだと思うので、今始まったばかりで、ちょっといろいろ慣れない点もあって大変だと思うのですけれども、なぜこの商品が手に取ってもらえるのか、何で売れるのかというところは、やっぱりすごく大切なところだと思うのです。そこからまた新しい商品とか、販路の開拓というところがあるので、売れてわいわいということはもちろんですけれども、なぜこの商品がというところは、やっぱりちょっと研究していただいて、そこからまた新しい何かというところが出てくるのかもしれないので、まだ期間短くてというところはありますけれども、そのところは常に考えて運営していただきたいなというふうに思っております。

公社について伺います。一時期コロナの感染発生ということでバタバタしましたけれども、パッケージのリニューアル等々もあった中、おおむね順調ということで、その点については安心したところがあります。

でも、コロナ対策ということで、予算も取って、アクリル板等の仕切り等々ということで実施されている部分もあるのですけれども、事務所等の換気扇設置について、製品の準備が整い次第設置するよと出ているのですけれども、いつ頃までにはつく予定というのが立っているのかどうか伺います。

○議長【鈴木隆昭君】 産業振興課長。

○産業振興課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

この換気扇につきましては、コロナ対策専用の機器とお伺いしております、今ニーズがあるものですから、なかなかその部品等、製品等、手に入りにくいということもありますけれども、何とか7月中には設置したいなということで、業者さんのほうにも取り急いでもらえるようお願いしているところとお伺いしております。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 なんなもののにもコロナは全国的なので、入ってこないものとかというのがあ

るのであればしようがないのですけれども、環境整備については一刻も早く整うように手配していただきたいと思います。

あと、職員の方々の喫煙についてなのですけれども、喫煙する方々は今どのような対応を取って、喫煙室みたいなのがあったとかというような感じではないかと思うのですけれども、喫煙者への対応はどのように行われているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 公社につきまして、私のほうから答弁させていただきます。

コロナ発生後、たばこを吸う者については、原則禁煙というような形で今取らせていただいております。また、今後喫煙所を設けられるかどうかというのは、また社内のほうで検討ということになるかと思えます。まず、たばこにつきましては、コロナだから吸ってはいけないとかいうことではなくて、健康増進法の関係で、この4月から法律が、猶予期間が終わって施行になったということがございましたので、本来であればその時点でいろいろ検討すべきことが多かったのかなと、今になっては反省点として持っているところでございます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 たまたまコロナ感染症が発生したときに、コロナだけではなくて食品を扱う衛生ということでは、いろいろと考えなければならぬことが多々あったのかなというようなことがやはり出されましたけれども、これを教訓にということですか、戒めにして、改めるところは改めて、さらにステップアップというふうなことを考えていかなければならないというふうなことで発言した覚えがあるのですけれども、もちろんコロナの感染対策もですけれども、食中毒等々、食品を扱うということは、やっぱりすごく大切なことだと思うので、今衛生管理等々、教育も受けたりとかして徹底してやられているのですけれども、職員の健康管理等々、あと公社の衛生管理に対して、理事長である村長はどのように考えているのか発言をお願いします。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今るる答弁、また質問の中にもあったように、健康増進法、また製造物責任法、いわゆるPL法も含め、今その強化が図られているわけですので、コロナと言わず、全般的な衛生管理を徹底しなければならない法体系でもあり、またそれを意識して自らの生活、または過ごし方等を含めて多角的に考え、行動していく、または衛生管理をしていくということが基本にあり、製造業の公社としてさらにそういった意識を高めていかなければならないと、そういうことで職員にもお願いしているところでありますので、それを一過性のものに終わらず、常にそういう意識を持っていくようにしてまいりたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 村にとっても、とても大切な産業開発公社なので、その点についてはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、教育委員会のほうに伺います。タブレット等々を使うようになってということで、視力とか、姿勢とか、悪影響を及ぼすのではないかとということがあって、指針等々に沿って健康管理はされているという答弁をいただいて、ちょっとよかったなというふうに安心するところもあるのですが、例えばこういう機器、タブレット等の機器を使うことによって視力に影響するとか、姿勢に影響するとかということに特化した検診とか、保健指導とかというのは、今学校のほうで取り入れられているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 お答えをいたします。

特化という言葉では、指導はなかなかできていないというところがあると思います。いずれ学校では視力については、このタブレットの以前から、当然今もタブレットを使ったりはしているのですが、あるいはテレビの使用であったりとか、あるいはOHPの授業の活用であったりとか、様々な場面で今までも指導はなされてきているものですので、特別に新しくタブレットが1人1台に配付されたからといって、大きく変わるものではないと思っております。特に学校の授業の中でこのようにタブレット今ありますけれども、これを一日中見ているというのはまずあり得ないことです。それから、授業は小学校は45分です。中学校は50分なのですけれども、ずっとこれを見続けるというのもあり得ません。当然授業というのは、これから何を学習するのでかという学習の狙いを決めてから、そしてこれからどういうふうに学習していきますよという、そんなことをやりながら、大事なところでタブレットを使いますよとか、あるいは資料の説明が必要なときに使いますよという形を取るのです、それも授業の指導の計画の中での活用になるので、まず見続けることはないかなと思います。

少し怖いのは、やはり家庭に帰ってからのドリル学習でありますとか、そういうときには何もうちで自由に使えるというふうなことになってしまえば、少し健康には害してくると思いますので、その辺りのところ、今携帯等の使用とともに、家庭と連携したり、それから活用の仕方等をまた指導していかなくてはいけないなというふうに考えているところです。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 今本当に大分便利になりまして、自分たちが児童生徒のときには考えられないような感じで世の中が進んでいるなと思いますけれども、それに伴っていろいろと子供たち心配されるようなこともありますけれども、先ほど教育長のほうから答弁もあったように、学校だけということで完結することではないと思いますので、家庭の方々と連携を取って、一緒にして何事も取り組んでいただければなと思います。

あと、学校のコロナ対策について、いろいろと導入した機器等々を使用して、感染予防に努めているようなのですけれども、前のときにコロナがあつてから、消毒等々を専門にする方がいてということで、学校の消毒とかの作業に当たってもらっているということだったので、

その方は今学校の用務員さんのほかに、コロナのために消毒に当たっているというのも変ですけども、そういう方は今も働いているのでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 お答えいたします。

実は、4月で切られてしまいました。予算の都合ということで。ところが、復活いたしまして、今各市町村のほうに1名ということで、田野畑村にも1名配置されることになってはいますが、まだ今活用が進んでいませんけれども、そういう形で配置される予定にはなっています。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ほかのところでは、1名だった人を2名にするような感じになるとかという動きがあるから、田野畑もどうなのかなというふうに思いましたけれども、消毒等々、すごく手作業の部分は時間がかかると思うので、その点については配置されるのであれば安心かなというふうに思いました。

コロナの対策について中心に伺ったのですけれども、最初の予防接種に戻って、65歳以上の方々が終わって、これから64歳以下の接種が始まるわけですけれども、村の防災無線でもコロナの予防についていろいろ毎日放送されているところですが、2回接種を受けた人の中には、2回予防接種を受けたから、マスクも要らない生活になるのではないかと、普通のような生活をして大丈夫、ワクチンを受けた人たちが集まるのだったら大丈夫みたいな風潮もありますので、その点についての周知とか広報については、村としては何かお考えがありますか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

接種をしたからといってというのは、受けた方へのチラシとかでも注意点として書いてありますので、それを継続していただければなと思いますけれども、今おっしゃったような行動はちょっと見られるような、散見されるような場面が多いと、またやっぱり心配ですので、そういった場合はまた広報でお知らせするとか、防災無線でお知らせするとかということは考えていきたいと思えます。

○議長【鈴木隆昭君】 7番、上山明美さん。

○7番【上山明美君】 ありがとうございます。村のほう、県のほう、全国的にということでワクチンが進むと、今まで我慢していた生活も変わるのかなというふうな感じで、先が見えるような、見えないような感じですけども、まずは切り札的な予防接種を安全に早く粛々と進めていただければというのが一番かなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 これで7番議員の質問を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩（午前11時02分）

---

再開（午前11時16分）

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番議員の質問を許します。

8番、中村勝明君。

〔8番 中村勝明君登壇〕

○8番【中村勝明君】 令和3年6月定例村議会に臨むに当たり、私は通告してあります3点、8項目について順次質問いたします。

まず、当面の村政運営について、その1つ目は職員体制であります。この通告をするに当たって、私は改めて地方公務員法を読み直しました。そもそもこの法律の目的は、地方公共団体の人事並びに地方公務員の任用、職階制、級、勤務時間、服務、研修及び勤務成績の評定等に関する基本基準を確立することにより、地方自治の本旨の実現に資することとはっきり規定しているわけであります。

さて、2期8年間におけるこの間の本村職員の採用、退職の状況はどうであったか。どう考えても幹部職員の退職等が相次ぎ、そして少なくない中堅職員も次々と辞職が相次いだわけであります。村長は、これからの職員体制をどうお考えでしょうか。

これまで石原村長の政治姿勢として続けてまいりました行政訪問、本年6月初めにおけるつながりカードには、新型コロナウイルス予防接種は65歳以上の2回目を適宜実施、そして感染症対策は3密を避け、手洗いの徹底、そして健康と火の用心、交通事故防止等々が書かれていたわけであります。そして、最後に1人で考え、悩むことなく、声をかけてください。そしてさらに、こっちからお邪魔をいたしますと書かれているわけであります。

石原村長、村長選挙の投票日は8月1日であります。もうあと40日余りであります。少ない職員体制の中で、今は副村長も不在、やはり時期が迫っているわけでありますから、少なくとも祝祭日、時間外に自家用車で訪問するのが、そうなれば行政訪問とはちょっと違うわけでありますけれども、受け止める村民の心持ち、気持ちを考えても、行政訪問は慎重を期してはどうかと提案するわけであります。このことに対する明確なご答弁をいただきたいわけであります。

新型コロナ対策に移ります。これは、先ほど同僚議員から詳しい質問がなされましたので、私は演壇は省略をさせていただきます。再質問で私なりの質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

3つ目の質問は、福島第一原発ALPS処理水の海洋放出をお伺いいたします。政府は4月13日、関係閣僚会議におきまして、福島第一原発のトリチウムを含む汚染水を海洋放出する方針を正式決定いたしました。2015年8月に福島県漁連が要望書で漁業者、国民の理解を得られない

海洋放出は絶対に行わないことを強く求め、それに対する政府の答弁は、関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない。敷地内のタンクに貯蔵、明確に約束をしていない中での関係閣僚会議の決定なわけであります。この間、宮古市議会、岩泉町議会で海洋放出決定を撤回し、安全な処理、保管方法の確立を求める意見書が満場一致、全会一致で両議会とも決めているわけであります。このことに対して石原村長はどうお考えでしょうか。

第2の質問は、産業振興対策であります。これは、詳細は再質問で詰めたいと思いますので、通告した範囲でお答えをいただきたいわけであります。決算書を今朝私は読みまして、大変厳しい経営状況であります。この厳しい経営状況の中で、社長2人制をこれからも継続するお考えかどうか、この点もぜひお伺いしておきたいわけであります。

次に、新道の駅に移ります。令和2年、建設工事の視察を今月初めに行いました。全議員、監査委員も含めて。その際、道の駅での担当課の説明で、開業当初はかなりののにぎわい、売上げの状況とのことであります。その際、人件費等詳しい支出面は説明がありませんでしたので、経費面の大ざっぱな状況をお聞きしておきたいわけであります。

さらに、村独自の特産品開発については、産業開発公社を含む村を挙げての取組が求められていると思うわけでありますが、いかがでしょうか。

産業振興対策の3つ目、公社についてであります。我々議会は、昨年9月24日、公社改革における民営化に関する意見書を全議員一致で石原理事長に提出をいたしました。何より大事な公社経営に関する識見を有する者の代表者就任が民営化の前提条件であったはずであります。それが、いまだはっきり村長の考えが示されないわけでありますが、この点をぜひお伺いしておきたいわけであります。

私は、今月6月初旬に、令和3年4月24日開催の公社役員会理事会の議事録を同僚議員とともに閲覧をいたしました。これまでのものと全く変わっていません。せっかくテープによる録音をしているわけでありますから、行政録音テープに基づく議事録をなぜ作成できないのでしょうか。その理由を端的にお答えをいただきたいわけであります。

質問の3つ目、最後の質問は教育行政であります。就学援助についてであります。就学援助制度は、経済的に困難を抱える子供たちの義務教育を保障する制度であります。これまでの議会でこの件を取り上げ、かなりの改善点が図られたわけであります。大震災から10年を経過し、さらに今回の新型コロナウイルス感染症の下で、本村としてこの制度の改善等、検討すべき点が私はあると考えておりますが、教育長の見解をお伺いしておきたいわけであります。

また、小中学校の修学旅行についてどうお考えでしょうか。

以上、3点、8項目、そのうちコロナ対策は省略いたしましたので、3点、7項目、村民の当面する緊急課題を質問いたしました。村長、そして教育長の明快なる答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番議員に対する答弁を求めます。

石原村長。

〔村長 石原 弘君登壇〕

○村長【石原 弘君】 8番、中村勝明議員の質問にお答えします。

まず、これからの職員体制をどう考えるかについてでございますが、現在職員数は正職員53名、任期付職員11名の計64名となっており、限られた少ない人数の中で、それぞれの業務を遂行しているところでございます。

現行の職員定数条例の総定数は95人であり、実職員数との差は42人と、大きな開きがございます。多様化する行政サービスに対応していくためには、条例上の職員の総定数までではなくても、現在より20人ほど多い70名前後の職員数が必要と考えており、行政需要の変化や財政状況などを加味しながら、毎年度一定数を採用することによる人事の平準化、充実が重要であると認識しております。また、それと同時に、職員個々の能力の向上による効率的な職務の遂行が必要不可欠であることから、適宜研修の機会等を捉えてスキルアップにつなげてまいりたいと考えております。

加えて、先般定例議会における施政方針・村政運営の基本姿勢の事項で述べました3つの視点についても職員体制に関わるものであり、その1つ目の減量型行革からA I等の先端技術を活用した利便性の高い行政サービスへの移行をすること、2つ目の人材戦略、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを積極的に取り組むこと。自治体経営においては、日常的な作業や事務の自動化等、R P A、ロボティック・プロセス・オートメーションの活用やセキュリティーを踏まえた最適なクラウド化、デジタル人材不足の解消を中心としたI C T化を進めること。これらは、DXを推進できる能力を持った人材育成を進めることで新公共経営、新公共管理、いわゆるN P M、ニュー・パブリック・マネジメントは効率性を担保できることを視野に入れて取り組まなければならないと思っています。

次に、行政訪問についてお答えします。この質問に対しまして、これまで幾度となく答弁してきたところであり、その内容は変わることはございません。私は、為政者として大切にすべき姿勢は、より村民に近い存在であるべきであること、村政は村民が主役であり、その村民の声を傾聴することが政治の原則であるとの信念に基づき、これまで8年間その姿勢を貫いてまいりました。村民の思いや問いを受けて政策を考察し、その答えを村民にお届けすることが政治の大事な責務であるとも思っているところであります。常に国利民福の理念や村民のための政治姿勢は、行政訪問の活動にあると言っても過言でないと思っています。

次に、新型コロナウイルス感染症についての質問についてでありますけれども、先ほど省略するということでありましたが、7番、上山明美議員にお答えしたとおりでありますので、省略とさせていただきます。

次に、東京電力福島第一原発における多核種除去設備処理水の海洋放出の方針の撤回と安全な処理方法の確立については、国政に関する事案であり、私が答弁する立場ではないことをご理解いただきたいと思います。東日本大震災津波被災地の一人として、感想のみの観点でお聞きいただければ幸甚であります。

東日本大震災から8年たった時点の専門家の提言、コメントが思い出されます。その内容は、次のとおりです。「当時、世界中の専門家が協力し、放射線量の測定値をインターネット上の地図にまとめる世界規模の測定システムが生まれた。この知見は他分野でも応用できるものだが、営利目的ではないデータの利用は活性化していないのが現状だ。目先の金もうけではなく、長期的な視点から社会に利益をもたらせるモデルを構築すべきときが来ているのではないか」。この提言は、当時マサチューセッツ工科大学メディアラボ所長の伊藤穰一氏の言葉です。

伊藤氏は、東日本大震災後において「創発する民主主義」の提唱者でもあり、専門的な知見に基づく創発性の取組が今後の民主主義には求められているという概念を発表しています。このように、次代を築く示唆に富んだ様々な知的な提言を出されています。

現下岩手県町村会において、要望活動や地域振興に資する地域政策の視点で、その志向性においては多角的でかつ偏らない情報収集を行うとともに、関連する専門家の意見を拝聴していく取組を行うこととしているところであります。

次に、陸中たのはたの決算状況についてであります。収支バランスを整えることを基本に営業を取り進めてまいりましたが、令和2年度は1,646万3,000円の純損失という経営成績となったところであります。要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、利用者数は2万8,414人、前年度比では42.5%減、売上げ総額は2億6,900万円あまり、前年度比で32.9%の減となったところであります。特に同感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、4月18日から6月19日までの休業を余儀なくされたことによる営業機会の損失、それと同時に旅行需要の低下による利用者の減少が影響し、上期の売上げが前年度比5割以上減少したことが大きな要因となっております。

陸中たのはたでは、コロナ感染症対策に細心の注意を払い、お客様の安全対策に取り組むとともに、村からの補助金の活用や国のGo To トラベル事業の需要取り込みに努め、下期においては前年度を14%上回る売上げとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大及びその感染者の動向は日々変化する情勢であり、コロナ禍の経済状況はこれまでとは全く異なる社会情勢を呈し、地域経済を整える余地は非常に限られた中で努力を重ね、第53期の決算までこぎ着けた内容であることにご理解をいただきたいと思います。

今年度も新型コロナウイルスの影響で厳しい営業状況が続いておりますが、4月の臨時村議会で補正措置させていただいたがんばる観光事業者応援事業費補助を活用した宿泊費補助による集客効果もあり、6月に入り、利用者数も回復の兆しを見せていますことから、今後より一層の経

営努力と経費節減に取り組み、収支の均衡を目指してまいることとしております。

次に、去る6月14日に開催された定時株主総会において、取締役の任期満了に伴う改選を行ったところであり、会社経営をする上では、営業機能を強化し、収益力を向上させることが求められることから、執行役員制度を導入しているものでございます。

会社法、商業登記法に定められた取締役は、会社の重要事項を決定する権限を持つ役員であり、執行役員はその決定した事項を実行する役割を担うものでございます。よって、その機能、目的を果たすため、各役割がそれぞれ持つ能力、知恵を生かし、連携していくことで経営の持続性を維持する考えでございます。このことから、現体制の代表取締役社長と執行役員社長は会社の両輪として今後も職務に当たることとしております。

次に、新道の駅の運営会社であります一般社団法人思惟の風の人件費を含む支出面の質問でございますが、4月のプレオープン期間は従業員の繁忙期に向けたトレーニングなどを含め、先行的な投資も多く、また同様に5月も営業開始から初めてのゴールデンウィークということもあり、人的体制、仕入れ等心配されましたが、費用負担を含む不測の事態もなく、開業から2か月余り経過し、これまでのところ順調に推移しているとの報告を受けております。

現在は、ゴールデンウィークの繁忙期の経験を基にした通年での営業対応策の検討や今年度の収支、キャッシュフロー予測など、来年度以降に向けた対策についても検討の上、経営されていく方針であると伺っております。

産直運営につきましては、現在出荷者は思惟の風の賛助会員として活動しており、ゴールデンウィークは好調な販売を受け、山菜など店頭の出荷品が品薄となり、1日に複数回出荷するなど活況を呈し、売上げ金額についても過去7年間の4月、5月の同時期より5割以上の売上げの伸びであったと報告を受けております。

また、村独自の特産品開発につきましては、地域商品として産直に出荷されている生産品や村内の各団体の生産物を活用した飲食、ファストフード、お土産品の開発など、昨年度より取り組んできたところであります。

今後におきましても、販売や情報発信、来村者の呼び込みなど、引き続き行政、村内産業団体及び関係者と意見交換を交えながら、消費者のニーズ等を検証するなど、村民の所得向上に資するように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公社理事会の会議録についてでございますが、会社法上の規定に基づき、これまで作成してきた会議録と、これまで議会等で議論いただいた内容、ご意見等を参考にして発言記録を記載した補助的な会議録とを併せた構成となっております。よって、議会のご意見を参照して作成していることにご理解をいただきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 引き続き答弁を求めます。

相模教育長。

〔教育長 相模貞一君登壇〕

○教育長【相模貞一君】 中村勝明議員の質問にお答えします。

本村の就学援助については、田野畑村就学援助費支給規程に基づき、実施しています。直近では、令和3年1月の田野畑村教育委員会議において規程の一部改正を行いました。改正の内容は次の2点の見直しです。1つ目は、コロナ禍における認定所得基準の見直し、2つ目は震災から10年が経過したことから、罹災世帯の認定基準を見直したものであります。

1点目の認定所得基準の見直しは、いわゆる生活保護基準に乗ずる係数を1.3以下に引き下げたことで、認定要件の緩和を行っております。

2点目の罹災世帯の認定基準の見直しは、これまで1年ごとの延長だったものを令和8年度まで延長することとしたほか、これまでなかった所得基準を設けた内容となっています。所得基準については、一般の要保護認定要件よりさらに緩和して、生活保護基準に乗ずる係数を1.5以下としております。

なお、これらの改正は令和3年度申請分から適用し、既に施行している内容でございます。

次に、今年度の修学旅行の実施についてお答えいたします。小学校においては、岩手県内、一関から盛岡方面を旅行地として、6月3日、4日に実施しております。修学旅行を起因とした体調不良等の報告はありません。

中学校においては、例年4月に実施しておりますが、今年度は9月15日から17日ごろに予定しており、現時点ではコロナウイルス感染の影響の少ない北東北、秋田から青森方面を旅行地として計画しております。今後の感染拡大状況を見ながら、実施の詳細について検討していく予定です。

なお、コロナ禍における各世帯の経済的な負担を軽減するため、小学校1人当たり5,000円、中学校1人当たり1万5,000円の補助を昨年度から実施しており、今年度も同様に行うこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 補充質問を許します。

8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 それぞれ答弁をいただいて、大方は納得できる答弁だったわけですが、一部数か所どうも納得できないという、特に村長の答弁については納得できない点がありましたので、再質問でただしていきたいと思っております。

私は、行政訪問、これは基本的に政治姿勢としていいことだというふうには思っております。待っている村民も結構ありますし。ただ、村長、私が今回通告をした文章をよく見ていただきたいわけですが、選挙直前における行政訪問については、これは多くの村民からいろんな意見を、生の声を聞いております。具体的には、いっぱい意見を聞いておりますので、述べませんが、選挙

直前における、日によっては朝から晩まで終日懸命にやっているというふうなことも聞くわけですが、これは慎んだらいかがでしょうか。通告書にわざわざ書いたのは、これから四十数日残された村長の任期があるわけですが、それまでは慎むべきではないかという村民の声が強まっております。どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 先ほども答弁で話ししたとおり、これまでおおよそ8年間続けてまいりましたので、議員におかれてもその関連の今質問にあったような一定の配慮というか、考え方ということは、これまでも行ってきたとおりでありますので、そういった範疇においてそれは行ってきたところでありますので、それをもって答弁とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 では、そういう答弁であれば、一般質問ですので、補正でやったほうが、時間の関係で詳しくできるかなと思うのですが、もう一点だけ指摘しておきたいと思います。

私の信頼できる村民の中で、一番お偉い村長に対して、本当の指摘をする村民はとても勇気のある方だと思うのです。ある方が、地域を特定すれば人物が特定になりますから、地域も言いませんけれども、村長が訪問してきたとき、幾ら何でも運転手づきで公用車による訪問活動はやめろではない、村長さん、慎んだらどうでしょうかと思切って言ったようなのです。直接本人から聞きましたから。こう言えば村長もお分かりになると思うのですが、ところが本当に頑張って勇気を出して言ったその方が、笑って去っていったら、これで見事に泣きそうになって私に訴えておりました。

私は、議員もそうなのですが、選挙で選ばれた方々は、勇気のある発言、多数ではないですよ、本当の生の声を一番のお偉い方に心から訴えるということは大変な勇気だと思うのです。だから、それをどう受け止めるかだと思うのですが、議員も村長も。私は、せっかく頑張ってしゃべったのに、分かってもらえなかったと、泣きそうになって言っているのです。これ以上言いますと、個々の人がはっきりしてきますので、これ以上は言いませんが、そのことに対して、私は判断として、我々が判断する場合は、何か重要な判断をする場合は、自分に有利でないほうを選ぶと尊敬できる方に言われたのですが、今の時期に村長がそれこそずっと継続してきたから、これまでどおりに行政訪問をやるという答弁ですので、あえて指摘しているわけですが、一人でも疑問を感じて、しかも勇気を持って言う村民がある限りは、やっぱり慎重に英断を下す、そういう判断はできないわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 前にも中村議員から同様の意見があり、そういうような意見もあると。また、それは議員とも議会の後にも話しした経緯もございますので、今言ったように、そういった事象あるなしという議論はしませんけれども、今お話しした点の論理の軸は、想定された理論の方向

性で話をする場合と、私がお話ししているように、行政訪問はあくまで一人の政治家として村民を大事にした日常的な行政活動であるということの軸と、そこに方向性が、もしくは論理のところが重なる部分がないがために、この議論をしても、今までと同じような議論だと思います。よって、お互いにそのところは理解するということも必要であろうし、私は今言ったような論理で訪問していないということはこれまでもお話ししてきたとおりでありますので、そのことをもってそのことは整理できるのではないかと、私は聞きながらも、あえて前回と同じような答弁になりますけれども、ご理解をいただく答弁とさせていただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 あえて議長にお願いしておきますが、補正予算でこのことはもう少し詰めたいと思いますので、以上でこの点は終わりたいと思います。

コロナ対策、特に予防接種の関係なのですが、演壇では省略しましたので、具体的に再質問させていただきたいわけですが、田野畑診療所の所長は予防接種を行ったわけですか。

○議長【鈴木隆昭君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

先ほど7番議員さんの答弁でもありましたけれども、1回目終わりました、2回目を近日中に行います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 それだけ。まさか先生が接種しないということはありませんかと思っていましたので、分かりました。

原発汚染水に対する答弁、これは私答弁を聞いておまして、石原村長さんらしくないなと思いました、正直言って。岩手日報の記事で、宮古市議会での一般質問に対する答弁、山本市長の答弁です。見事な答弁だったのです。私は傍聴はしませんでした。議事録が向こうはすぐ出ますから、寄らせていただいて、山本市長の答弁を拝見させていただきました。誠に漁業者、漁協、反対の意見をぜひ酌み取って、先頭に立つと、そういう答弁だったのです。それから見ると、今回の石原村長の答弁は、国政で議論すべきことなので、答弁は控えたいという答弁だった、答弁書が来ておりますから、そうなのですが、これが本音でしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、私はそういう思いがあったとしても、首長として様々な立場で物事を考えなければならないし、また町村会においても私もそういういろんな趣旨で役員会でも話をし、総会でも話をした経緯がございます。よって、何も争点をぼかして話をするのではなくて、今与えられた放水の問題だけのありなしを問う、イエス、ノーということだけではなくて、もしかすれば濃縮することで少しでも確保できるとか、いろんな技術があるということもお聞きしております。そういった意味で、ただ与えられたものはい、いいえではなくて、もっと同じ被災地

として被災した我々も同じように復興を成し遂げなければならないという思いも含めて、総合的にこれを考えて、勉強して答えを出さなければならないということで、町村会でもそういう工程を組ませていただきました。現段階でそういった総じてやれば早めに答えを出せばいいという点もありますけれども、これは相当高度な問題でありますので、しっかり勉強した上で対応していくということは、町村会でもその姿勢を貫いて、村民にとりましても、県民にとりましても、国民にとりましても、ベストな方法は何かということを追求していく姿勢を貫きたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午前11時59分）

---

再開（午後 零時00分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 先ほど私の答弁の中で誤りがあったということですので、訂正を申し上げたいと思います。

ちょうど中頃でございますけれども、1点目の認定所得基準の見直しは、いわゆる生活保護基準に乗ずる係数を1.3以下に引き上げたことで、認定要件の緩和を行っておりますということでございますので、ご理解をいただきます。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 議長にお願いがあるのですが、持ち時間は15分ぐらい私はあると思っておりますが、15分間で終わりますので、それからお昼にさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 そのようにこっちも考えておりますので、よろしく願いいたします。

○8番【中村勝明君】 では、持ち時間は1時間を限度にしますので、時間が来たら教えていただきたいと思っております。

汚染水のことについても、補正でできればしてみたいのですが、でも確かに村長がおっしゃるとおり、国政絡みの問題でありますから、議会は議会としての動きもありそうですので、補正で詰めた議論をしなくても、各自治体と歩調を合わせることはできるのではないかという期待はありますので、それには一般質問は終わりたいと思っております。

陸中たのはたの経営状況は、事業報告、決算書を短時間の中で見せていただいたわけですが、村民の中では、先ほど行政訪問で村民の中ではそういう意見を言ったのですが、やっぱり村長、社長2人制、村長には報酬は出ていないわけなのですが、どうも村民の中には正直違和感を感じている村民が少なくないわけですね。そういう声は、村長自身は聞いたことはありませんか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 直接的に話を聞いたことはございませんけれども、先ほど答弁したように、社長という言葉でくくれば、それが全て2人制というイメージにとられますけれども、先ほど話ししたとおり、名は執行役員でありますので、取締役の下に、その指示の下に常時それを置いて執行する役だということで、その役割は、関連の質問も前の議会でもあったとおり、また今一般質問で答弁したとおり、その機能は互いにそれを補っていく関係にありますので、社長2人制という意識で取り組んではいないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 これまた村民も結構耳にしている、私にも直接電話が来るわけですが、本会議一般質問でありますから、当然率直に社長である村長にお伺いをしたいわけですが、まず何らかの理由によって、取引のある金融機関と陸中たのはたとの関係、信頼関係が崩れているのではないかという意見も聞くことがあります。社長である村長は、取引のある金融機関とは信頼関係は万全とお考えでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これまで第三セクター、会社として議会との関係、それから議場での質問の内容、今言ったように、それを支えていただく、理解していただく方々に、そういった懸念を生じないというのが経営もしくは信頼との私は大事な点だと思いますので、そういった面で議員にお願いがありますけれども、そういうような話がありましたら、ぜひそういうことはないということでお話を説明していただきたいし、そういった趣旨で会社として地域の核として維持するためにも、そういう情報はまずないということをご理解いただきたいし、そういった関係性は私はしっかりお互いに理解していただいていると思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 では、お分かりでないようでありますから、これも補正でできれば関連を取ってやりたいと思います。

公社の問題に移ります。去年の9月決算議会終了後、9月24日に、それぞれ全議員一致、10人全員が一致して公社改革における意見書を提出いたしました。理事長である村長に。誠に残念ながら、今回の質問の通告に対する答弁は、全く私は不親切だと思っているのですが、人材登用についての考え、今も変わりはないわけですか。答弁はありませんでした。

○議長【鈴木隆昭君】 暫時休憩いたします。

休憩（午後 零時07分）

---

再開（午後 零時07分）

○議長【鈴木隆昭君】 再開いたします。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 最後の答弁で、議事録の問題についての質問と解して答弁しましたけれども、人材登用につきましてはこれまでも話したとおりの姿勢で進めていくということは、変わらない姿勢であります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 質問通告書をどう解釈するかだと思うのですが、まあいいです。

そうすると、これまでどおりということは、めどが立っていないというふうに理解していいでしょうか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 会社を持続するという事は、その方向性というのは様々あると思います。結論から言います。今のことで会社を賄うということは様々うたっておりますけれども、このところにくみするところにはまだ至っていないということだけはお話しさせていただきたいと思っております。

その上で、どういうふうな形で経営を維持していくかということは、今後会社としても、議会としても、様々な議論を踏まえながら進めていきたいと思っております。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 何ともやむを得ない。通告書に対する解釈の違いでありますから、やむを得ません。

さて、最後になりますが、5分程度で。議事録の関係です。答弁をお聞きいたしまして、どういう意味でしょうか。会社法上の規定に基づき、これまで作成してきた会議録と、これまで議会等で議論いただいた内容、ご意見などを参考にして、補助的な会議録と併せた構成となった。どう解釈したらいいでしょうか。補助的な。何のために補助的がつくわけですか。本来のテープに基づく議事録を議会は求めたわけですか。なぜそれができないのですか。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 まず、公社の今の議論について……

(いや、議事録の声あり)

○村長【石原 弘君】 今から話をしますので。

議事録に基づくのと、それからの従来との形と、2つの構成で会議録は作っているということで、この間のたしか11日の日にはその2つを開示させていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 村長、理事長かな、議場でありますから村長、兼務でありますから忘れないように。

テープに基づく会議録の作成をできない理由をお聞かせください。端的に。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、テープによるということで、補助会議録ということはそれで作成しておりますので、その2つを出ささせていただきました。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 では、あえて提案をいたしますが、理事長、村長兼務でありますから、なかなか言いづらい部分もあるのですが、職員を信じて職員に任せたらどうですか。少なくとも会議録、議事録については、それぞれ法律に基づいて公社、岩泉にも公社ある、どこにもあるわけですから、どこでもやっているようなテープに基づく議事録を、理事長、村長等が口出しをしない、そこまで言っているかどうか、この前、少々いいづらい部分があるのですが、いずれのものにも、これ以上詰めても平行線の議論になりそうですが、答弁にありました議会のご意見を参照して作成していることを理解、議会はこの間見せていただいた、閲覧したような会議録、議事録を求めているのではないのです。テープによる会議録を求めているのです、議事録を。誤解しないでください。恐らく確認はしていませんが、全議員そうだと思います。そう思っていないですか。村長。

○議長【鈴木隆昭君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、これは理事会であつた、こうだという議論ではないとは思いますが、今の意見はちょっとお互いに勘違いがあるかもしれません。

(お互いにの声あり)

○村長【石原 弘君】 私もですという意味です。

それで、今言ったように、従来の理事会としてのできた会議録と、今お話ししたように、録音に基づく補助的なものを併せて、これ執行しているということは、議会の意見を聞いて、いわゆる発言録的なものもそこにあるということで、2つの会議録を示させていただきましたので、それをもって今の答えになると私は思っておりましたので、そのところがよく伝わらなかったということが今感じた点だということでお話ししたところでありますので、2つをもって今議会とのお話を参考にしながら作った会議録であるということを示したものであります。

○議長【鈴木隆昭君】 8番、中村勝明君。

○8番【中村勝明君】 公社の問題はこれ以上は、これもまた補正でできればやりたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育、あと1分か2分の中で、すばらしい施策、判断だと、教育長、評価いたします。ただ、九戸村ではコロナ禍とか、そういうのは関係なく、生活のほうの人件費分の1.5倍にやっている自治体もあります。数年前から。ずっと前からではないようですが、今回の教育委員会議の判断は、コロナ禍が過ぎれば前に戻るということですか、そうではないですか。

○議長【鈴木隆昭君】 相模教育長。

○教育長【相模貞一君】 お答えいたします。

今コロナ禍でこのような状況ですから、少しでもご家庭の皆さんの安心、安全というようなことで決めております。ですので、今のところはこのままで進めることになろうかと思えます。

(コロナが終わってもの声あり)

○教育長【相模貞一君】 ずっとということは、当該の課長のほうから。

(いいです、いいですの声あり)

○教育長【相模貞一君】 そういう形で、いずれ今の時点をしっかりと支援していきたいということでございます。あと、いろいろこれからの事情もあると思えますので、そのときにまた判断させていただきたいと思っております。

○8番【中村勝明君】 終わります。

○議長【鈴木隆昭君】 よろしいですか。

(いいですの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 これで8番議員の質問を終わります。

昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩(午後 零時16分)

---

再開(午後 1時00分)

○議長【鈴木隆昭君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎報告第1号～報告第3号、議案第1号～議案第10号の一括上程、説明、委員会付託

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

日程第6、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について(令和2年度田野畑村一般会計予算)、日程第7、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について(令和2年度田野畑村集落排水特別会計予算)、日程第8、報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について(令和2年度田野畑村一般会計予算)、日程第9、議案第1号 準用河川大峰川外河川道路災害復旧(1災303号・412号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第10、議案第2号 村道鉄山線道路災害復旧(1災596号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第11、議案第3号 村道鉄山線道路災害復旧(1災597号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第12、議案第4号 村道島越浜岩泉線道路災害復旧(1災591号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第13、議案第5号 村道和野平井賀線道路災害復旧(1災415号・605号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、日程第14、議案第6号 準用河川島の沢川外河川道路災害復旧(1災404号・410号・593号・594号)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

て、日程第15、議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第8号 田野畑村就学支援委員会条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第9号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第10号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、以上13件について議案説明のため一括議題にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第18までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第6から日程第18の報告3件、議案10件を一括議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

石原村長。

○村長【石原 弘君】 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第1号の繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和2年度田野畑村一般会計予算における財政管理費ほか42事業について、最終予算の経費の繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了予定日につきましては、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 続けてください。

○村長【石原 弘君】 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について。報告第2号の繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

令和2年度田野畑村集落排水特別会計における漁業集落排水処理施設災害復旧事業について、歳出の予算の経費を繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、繰越額、財源内訳、完了年月日につきましては、繰越計算書に記載のとおりでありますので、御覧くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について。報告第3号の事故繰越し繰越計算書についてご説明します。令和2年度田野畑村一般会計予算における地域特産品創生事業ほか2事業について、歳出の予算の経費を繰越計算書のとおり令和3年度に繰り越しましたので、ご報告いたします。

なお、事業ごとの繰越額、財源内訳、完了年月日につきましては、繰越計算書に記載のとおりですので、御覧くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長【鈴木隆昭君】 地域整備課長。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第1号、タブレットで13ページ、説明資料で1から12ページとなっております。御覧願います。準用河川大峰川外河川道路災害復旧（1災303号・412号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年7月8日に議会に議決を経た準用河川大峰川外河川道路災害復旧（1災303号・412号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川大峰川外河川道路災害復旧（1災303号・412号）工事。

2、工事場所、田野畑村北山その1外地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前7,315万円、変更後7,662万1,600円、347万1,600円の増額となっております。

議案第1号の説明資料とすれば、資料10枚と被災状況と施工状況の写真2枚の資料となっておりますので、御覧願います。資料10の1枚目の図面のほうを御覧ください。303号の準用河川大峰川北山その1工事ですけれども、復旧延長として281.4メートル、この場所は机筒水の水道がありますオーライド沢のほうから北山漁港に流れる河川となっております。

補足資料の303号の被災状況と施工状況の写真を御覧願います。1枚目の上の写真は、上流から下流方向を見ている写真です。大峰川の氾濫により、右岸側のブロック積み工が大きく決壊している状況の写真となっております。次に、下の写真は下流から上流方向を見ているのですが、河川護岸、道路護岸が完成し、河床には根固めブロック工が施工されている完成の状況写真となっております。

2枚目の上の写真になりますけれども、大峰川の氾濫により、県道にあるボックスカルバートの中を河川が流れ出しまして、コンクリート舗装の脇から水が入り込んで道路本体の盛土が吸い出しを受けまして、盛土が溶け出し、コンクリート舗装が宙に浮いている状況にあります。また、県道のブロック積み工も盛土が抜け出していることから、ブロック本体及びその基礎も支持力を失ってブロック全体が沈下し、クラックが発生しており、道路構造物としての機能を失っている状況の写真であります。その下の写真は、コンクリート舗装工、県道側の積みブロック工が完成している状況の写真となっております。

303号の主な復旧の工事概要ですけれども、復旧延長は281.4メートル、コンクリートブロック積み工が189平米、根固めブロック工28個、埋塞土除去1,500立米となっております。

資料10枚中の2枚目は縦断図、3枚目は護岸工、張り芝工、コンクリート根継ぎ工、根固め工の構造物となっております。

次に、資料9枚目中4枚目を御覧ください。412号の北山港線北山その2工事です。復旧延長

とすれば142.95メートルです。この場所は、県道のボックスカルバートの前後から北山漁港に行く北山港線となります。412号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は142.95メートル、この区間の復旧の幅員は4.8から7.2メートル、コンクリート舗装工で256平米、アスファルト舗装工が462平米、コンクリートブロック積み工で271平米となっております。

資料の10枚中の5から6枚目は縦断図、7枚目は標準断面、8から10枚目はコンクリートブロック積み工、張り芝工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工等の構造図となっております。

以上が303号、412号の2か所の準用河川大峰川、北山港線の道路災害復旧工事の主な概要となります。

主な増額の工事内容についてご説明します。412号、北山その2の道路災害復旧工事なのですが、当初計画ではコンクリート舗装の下の盛土を河川災害のほうから現場内流用をすることで計画しておりましたけれども、重機の出入り等、先に盛土が必要になったことから、施工方法見直しによりまして道路土工の盛土の一部を流用土から採取土へ変更した580立米ほどを増工したものであります。

完成工期は、令和3年6月末を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村日蔭57番地4、氏名、熊谷建設株式会社代表取締役、熊谷朋之。

理由でございますが、準用河川大峰川外河川道路災害復旧（1災303号・412号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 続けてください。

○地域整備課長【佐々木卓男君】 議案第2号、タブレットで14ページ、説明資料ですと13から16ページとなっております。村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。

令和2年9月14日に議会の議決を経た村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の変更に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事。

2、工事場所、田野畑村浜岩泉その2地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですけれども、5,720万円、変更後5,337万4,200円、382万5,800円減額となっております。

議案第2号の説明資料とすれば、資料3枚と被災状況、施工状況の写真1枚となっております。御覧願います。資料3枚中の1枚目の図面を御覧ください。596号工事の村道鉄山線浜岩泉

その2工事ですけれども、復旧延長として50.5メートル、この路線は村道松前沢線から島越のほうに取りつく村道であります。

補足資料の596号の被災状況の当施工状況の写真を御覧願います。上の写真が被災状況の写真で、土石流が発生しまして、斜面が大きく崩壊している状況の写真です。この区間には待受擁壁工を施工するもので、下の写真がその待受擁壁工49.4メートルを施工している状況の写真であります。写真の右側のほうにコーンがあるのですけれども、その向こう側のほうは道路の路肩が決壊したことから、この区間においてはコンクリートブロック積み工41.5メートル、ガードレール工を施工している状況の写真になります。

資料3枚中の2から3枚目は、待受擁壁工、ブロック積み工の展開図、双方の展開図等となっております。

この596号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は50.5メートル、道路幅員は6.5メートル、待受擁壁工として309立米、コンクリートブロック積み工として180平米となっております。

主な減額の工事内容についてご説明いたします。コンクリートブロック積み工の施工当初設計では、間知ブロックによる施工としておりましたけれども、業者との協議によりまして、大型ブロック積み工により施工を変更したことにより減、また交通誘導員を実績に合わせて減工したもので、工事費を減額とするものであります。

完成工期は、令和3年8月末を予定してございます。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村和野263番地1、氏名、大崎建設株式会社代表取締役、畠山陸也。

理由でございますが、村道鉄山線道路災害復旧（1災596号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしくお願いいたします。

議案第3号です。タブレット15ページ、説明資料ですと17から25ページとなっております。村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。令和2年9月14日に議会の議決を経た村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事。

2、工事場所、田野畑村浜岩泉その3地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、5,335万円、変更後5,004万4,500円、330万5,500円の減額となっております。

議案第3号の説明資料として、資料7枚と被災状況、施工状況の写真2枚となっておりますので、御覧願います。資料7枚中の1枚目の図面を御覧ください。597号工事の村道鉄山線浜岩

泉その3ですけれども、復旧延長として48.2メートルとなっており、この路線は、村道松前沢線から島越に取りつく村道です。国道45号の思惟大橋の真下、直下になります。

補足資料の597号の被災状況の写真を御覧ください。1枚目の上の写真が被災状況の写真です。山の斜面は、のり長で131メートルほどとなっており、土石流が発生し、大きく崩壊しております。この区間には、待受擁壁工を施工するものであります。下の写真が待受擁壁工の32.2メートルを施工している状況の写真となっております。また、この斜面には施工の安全性を図るために植生の基材吹きつけ工を施工しております。

次に、2枚目の写真を御覧ください。上の写真が被災状況の写真で、道路斜面が崩壊している状況の写真です。この区間には、現場吹きつけのり砕工を施工するものであります。下の写真が現場吹きつけ工ののり砕工16メートルを施工している状況の写真となっております。

資料7枚中の2枚目は縦断図、3枚目は標準断面、4から6枚目は待受擁壁工等々の展開図、7枚目は仮設工の図面となっております。

597号工事の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は48.2メートル、道路幅員は5.6から6.5メートル、待受擁壁工として223立米、現場吹きつけ工で218平米となっております。

主な減額の工事内容についてご説明いたします。待受擁壁工については、既設擁壁工の終点の位置変更によりまして施工延長を0.8メートル減工とするものであります。また、現場吹きつけのり砕工については、現地精査により施行面積を減工とするものであります。仮設工ののり面吹きつけ工においても現地精査の結果によりまして施行面積を減工したことにより、工事費を減額とするものであります。

完成工期は、令和3年8月末を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社代表取締役、佐藤治。

理由でございますけれども、村道鉄山線道路災害復旧（1災597号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

議案第4号です。タブレット16ページ、説明資料ですと26から39ページとなっております。村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。令和2年9月14日に議会の議決を経た村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の請負に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、工事名、村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事。
- 2、工事場所、田野畑村島越その1地内。
- 3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、8,349万円、変更後8,300万4,900円、48万5,100円

の減額となっております。

議案第4号の説明資料としまして、資料10枚と被災状況、施工状況の写真4枚となっておりますので、御覧願います。資料10枚中の1枚目の図面を御覧ください。591号工事の村道島越浜岩泉線島越その1ですけれども、復旧延長は40.4メートルとなっております。この路線は、島越から浜岩泉に取りつく村道であります。

補足資料の591号の被災状況と施工状況の写真を御覧ください。1枚目の写真ですけれども、被災状況の全景の写真であります。上の道路から下の道路までの斜面が大きく崩壊、崩落しております。この斜面ののり長ですけれども、63メートルほどとなります。上のほうに白く横に見えるのがガードレールで、宙に浮いている状況となります。また、その下のほうは擁壁に落石防護柵が設置されておりましたけれども、土砂崩落により擁壁が転倒、あるいは転落防護柵が折れ曲がっている状況となります。

2枚目の写真を御覧ください。道路本体の下の河川側にあるコンクリートブロック積み工ですけれども、河川からの吸い出しを受けまして、背後の盛土のり面が抜け落ちて空洞化になっている状況の写真であります。下の写真は、大型ブロック積み工が完成している状況の写真となります。

3枚目の写真を御覧ください。斜面崩落土砂によりまして、落石防護柵が引き裂かれて壊れている状況の写真であります。下の写真は、待受擁壁工を施工している状況の写真と、その脇ののり面は現場吹きつけのり砕工を施工している状況の写真、その前後は落石防護柵を設置している状況の写真となっております。

4枚目の写真を御覧ください。上のほうの道路になりますけれども、路肩が大きく決壊し、崩落してガードレールが宙に浮いている状況の写真であります。下の写真は、大型ブロック積み工が完成している状況の写真であります。

資料10枚中の2から3枚目は縦断図、4から10枚目は大型ブロック積み工等の展開図となっております。

591号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は40.4メートル、道路幅員は3.5から7メートル、現場吹きつけのり砕工が796平米、大型ブロック積み工が252平米、待受擁壁工で40立米、落石防護柵37メートルとなっております。

主な減額の工事内容についてご説明いたします。現場吹きつけのり砕工については、現地精査により施工面積を減工とするものであります。また、構造物撤去工は、やはり現地精査の結果によりまして減工とします。また、崩積土移動撤去において崩土内に飛散した待受擁壁工が見つかったことから、その待受擁壁工を増工とするものであります。これら相殺の結果、工事を減額とするものであります。

完成工期は、令和3年8月末を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、村道島越浜岩泉線道路災害復旧（1災591号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

議案第5号、タブレットで17ページ、説明資料ですと40から52ページとなっております。村道野平井賀線道路災害復旧（1災415号・605号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。令和2年7月8日に議会の議決を経た村道野平井賀線道路災害復旧（1災415号・605号）工事の変更に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、村道野平井賀線道路災害復旧（1災415号・605号）工事。

2、工事場所、田野畑村野その2外地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、6,919万円、変更後6,976万2,000円、57万2,000円の増額となっております。

議案第5号の説明資料とすれば、資料10枚、被災状況、施工状況の写真3枚となっておりますので、御覧願います。資料10枚中の1枚目の平面図面を御覧ください。415号の野平井賀線野その2工事です。復旧延長で1,326.3メートル、この路線は野から県道の平井賀トンネル付近に取りつく通称釜谷ノ沢の道路であります。

補足資料の415号の被災状況と施工状況の写真を御覧を願います。1枚目の上の写真は、終点側からの写真で、川からの水の氾濫によりまして道路本体の盛土が吸い出しを受け、コンクリート舗装が沈下している状況です。下の写真は、起点側からの写真で、コンクリート舗装、コンクリートブロック積み工67メートルを施工している状況の写真となります。

次に、2枚目の写真ですけれども、上の写真が終点側から撮った写真ですが、道路本体の盛土が吸い出しを受けまして、コンクリート舗装が宙に浮いている状況の写真であります。下の写真は、起点側からの写真で、コンクリート舗装、コンクリートブロック積み工36メートルを施工している状況の写真となります。

次に、3枚目の写真を御覧ください。上の写真が県道の平井賀トンネル側で、終点側になりますけれども、舗装の下の盛土が路盤材が流出して舗装が沈下、ひび割れ、波打っている状況の写真であります。下の写真は、アスファルト舗装工108メートルの路盤を仕上げている施工中の状況の写真となっております。

415号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は326.3メートルとなります。道路幅員は3メートルから8メートル、コンクリートブロック積み工545平米、コンクリート舗装工231平米、アスファルト舗装工684平米となっております。

資料10枚中の2から3枚目は縦断図、4枚目は標準断面、5から7枚目はブロック積み工等の展開図、8枚目は和野平井賀線から取りつく釜谷ノ沢線となっております。

次に、資料10枚中9枚目の図面を御覧願います。605号の村道と和野平井賀線と和野その1工事ですけれども、復旧延長として36メートル、この路線は先ほど説明した415号の上流に位置します。605号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は36メートル、この道路幅員の復旧幅員は3メートル、プレキャストのり枠工で64平米、かご枠を157メートル、ふとんかごを16メートル施工するものであります。

10枚中10枚目は、プレキャストのり枠工、かご枠工、ふとんかご工等の展開図であります。

以上が415号、605号の2か所の道路災害復旧工事の主な概要であります。

主な増額の工事内容についてご説明します。コンクリートブロック積み工の施工に当たりまして、当初は岩着構造としていたところを一部床掘りの結果、岩盤が出なかったことから、基礎あり構造に変更したもので、ブロック積み工の面積を22平米増工し、工事費を増額とするものであります。

完成工期は、令和3年9月末を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県下閉伊郡田野畑村羅賀268番地1、氏名、佐藤建設株式会社代表取締役、佐藤治。

理由でございますが、村道と和野平井賀線道路災害復旧（1災415号・605号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

議案第6号、タブレットで18ページ、説明資料ですと53から70ページとなっております。準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてご説明いたします。令和2年8月11日に議会の議決を経た準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の変更に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事名、準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事。

2、工事場所、田野畑村島越その7外地内。

3、変更の内容、契約金額、変更前ですが、6,490万円、変更後6,465万6,900円、24万3,100円の減額となっております。

議案第6号の説明資料としまして、資料が16枚、被災状況と施工状況の写真2枚となっております。御覧願います。資料16枚中の1枚目の図面を御覧ください。404号の準用河川島の沢川島越その7工事です。復旧延長として207メートル、この場所は島の沢地区の上流で三鉄前後の河道の埋塞除去の災害復旧となります。河道を掘削し、流木を撤去するものであります。

404号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は207メートル、埋塞土の除去1,500立米、かごマット20平米となっております。

16枚中の2枚目は縦覧、3枚目は仮設工の平面であります。

次に、資料16枚中の4枚目の図面を御覧ください。島の沢浜岩泉線島越その4工事です。復旧延長として28メートル、この場所は島の沢地区から浜岩泉に上がっていく路線であります。

補足資料の410号の被災写真の状況を御覧ください。この写真は、上の写真が被災状況の写真であります。路面水によりまして道路本体の一部が決壊している状況であります。その下の写真は、道路を掘削しまして、プレキャストL型擁壁工を施工している状況の写真であります。

この410号の主な工事概要とすれば、復旧延長28メートル、この区間の復旧幅員は4メートル、プレキャストのL型擁壁工を25メートル、アスファルト舗装工112平米、ガードレールを28メートル施工するものであります。

16枚中5枚目は、プレキャストL型擁壁工の展開図、構造図となっております。

593号の島の沢浜岩泉線島越その5工事ですけれども、復旧延長として73メートルとなります。この593号の主な復旧工事概要ですが、復旧延長は73メートルとなります。この区間の復旧延長は4メートルから5メートル、プレキャストL型擁壁工が73メートル、アスファルト舗装工が338平米、ガードレール工で73メートルとなっております。

16枚中7枚目から9枚目は、それぞれ標準断面、構造図等々の展開図となっております。

594号の島の沢浜岩泉線島越その6工事でありますけれども、復旧延長として104メートルとなっております。

補足資料の594号被災状況の写真を御覧願います。上の写真が路面水によりまして道路本体の一部及びのり面が大きく決壊している状況の写真であります。下の写真は、プレキャストL型擁壁を施工して、路盤が完成し、道路全体ができている状況の写真となっております。

この594号の主な復旧工事概要ですけれども、復旧延長は104メートル、この区間内の復旧延長は4から5.8メートル、プレキャストL型擁壁工で73メートル、アスファルト舗装工が374平米、ガードレール工106メートルとなっております。

資料の16枚中11から16枚目は縦断図、標準断面、L型擁壁工、舗装工等の展開図、構造図となっております。

以上が404号、410号、593号、594号の4か所の準用河川の島の沢川島の沢浜岩泉線の道路災害復旧工事の主な概要であります。

主な減額の工事内容とすれば、593号工事において当初設計ではL型擁壁のすりつけ工として石積み工を計上しておりましたが、現地精査の結果、既設の擁壁があったことから、石積み工が不要となりまして、減額するものであります。

完成工期は、令和3年7月末を予定しております。

4、受注者、住所、岩手県宮古市八木沢3丁目11番5号、氏名、株式会社菊地建設代表取締役、菊地和弘。

理由でございますが、準用河川島の沢川外河川道路災害復旧（1災404号・410号・593号・594号）工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。

6件となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長【鈴木隆昭君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 タブレット19ページをお開きください。議案第7号 田野畑村手数料条例の一部を改正する条例についてご説明します。

田野畑村手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

条例案概要を御覧ください。これは、法律の一部改正によるものですが、第2、改正案内容ですけれども、個人番号カードの再発行の手数料の取扱いが変更となり、村の条例から削除することになります。

第3、施行期日等、この条例は令和3年9月1日から施行することとなっております。

議案にお戻りください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行し、その発行手数料の徴収事務について、同機構から市町村長へ委託することができると規定されたことに伴い、所要の改正をするものです。

以上です。

○議長【鈴木隆昭君】 教育次長。

○教育次長【平坂 聡君】 タブレット、議案21ページをお開き願います。議案第8号 田野畑村就学支援委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

田野畑村就学支援委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

議案第8号条例案概要2ページをお開き願います。田野畑村就学支援委員会条例の一部を改正する条例案概要、第1、改正趣旨でございますが、児童等に適切な教育支援を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

第2、改正案内容、(1)、題名を田野畑村就学支援委員会条例から田野畑村教育支援委員会条例に改正すること。(2)、適正な就学支援の文言を適切な教育支援に改正すること。第1条、第2条でございます。

第3、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案にお戻りください。提案理由でございますが、児童等に適切な教育支援を行うため、所要の改正をしようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長【鈴木隆昭君】 総務課長。

○総務課長【工藤光幸君】 タブレット24ページを御覧ください。議案第9号 令和3年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,594万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,613万6,000円とするものでございます。

タブレットの34ページ、予算書の6ページを御覧ください。歳入でございますが、主なものについてご説明いたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節障害者自立支援医療費負担金ですが、障害者医療費国庫負担金として308万5,000円追加計上しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費国庫補助金ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,824万6,000円、同項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費補助金として65万円、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金として287万円、合わせて352万円、同じく同項3目衛生費国庫補助金、1節衛生費補助金ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として32万円、新型インフルエンザ等予防接種台帳システム改修事業費補助金として15万4,000円、ロタウイルスワクチンマイナンバー情報連携体制整備事業補助金として10万2,000円、合わせて57万6,000円それぞれ追加計上しております。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節障害者医療費県負担金ですが、障害者医療費県負担金として154万2,000円追加計上しております。

15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金ですが、地域生活支援事業費補助金として32万5,000円追加、また同目3節児童福祉費補助金ですが、子ども・子育て支援交付金として551万2,000円減額、それぞれ計上しております。

次の7ページを御覧ください。18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金ですが、財政調整基金繰入金を103万7,000円減額、また同項10目庁舎及び公共施設整備基金繰入金、1節庁舎及び公共施設整備基金繰入金ですが、庁舎及び公共施設整備基金繰入金として61万3,000円それぞれ計上しております。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金ですが、前年度繰越金として8,709万7,000円追加計上しております。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、1節雑入ですが、学校給食費保護者負担金を791万9,000円減額、自治総合センターコミュニティー助成金として100万円、宮古地区広域行政組職員派遣負担金として443万7,000円、その他雑入として13万5,000円それぞれ計上しております。

次の8ページを御覧ください。次に、歳出ですが、主なものについてご説明いたします。なお、

人件費につきましては異動に伴う補正のため割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、12節委託料ですが、非常用発電設備潤滑油交換業務委託料として162万6,000円、施設等環境整備委託料として45万1,000円、合わせて207万7,000円、また同日24節積立金、財政調整基金積立金として8,709万7,000円、また同項6目企画費、12節委託料ですが、旧防災無線放送室を活用するテレビ会議環境整備業務委託料として77万円、同日18節負担金補助及び交付金、宝くじ助成を活用して公民館備品の整備をする甲地自治会コミュニティ備品購入事業補助金として100万円、次の9ページを御覧ください。同じく同項9目諸費、14節工事請負費ですが、松前沢地区、和野地区の街路灯整備工事費として30万8,000円それぞれ追加計上しております。

次の10ページを御覧ください。2款総務費、4項選挙費、3目田野畑村長選挙費、18節負担金補助及び交付金ですが、選挙運動用はがき等の選挙公営負担金として26万8,000円追加計上しております。

次の11ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、8節負担金補助及び交付金ですが、福祉ホーム運営費負担金として1万1,000円、高等教育支援特別給付金として488万円、合わせて489万1,000円、また同日19節扶助費ですが、人工透析が必要となった方の更生医療費扶助費として617万円、地域生活支援給付費として130万円、合わせて747万円、同じく同日27節繰出金ですが、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として425万円減額、それぞれ計上しております。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、12節委託料ですが、子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料として66万円、また同日18節負担金補助及び交付金ですが、子育て世帯生活支援特別給付金として220万円、同じく同日19節扶助費ですが、田野畑村子育て世帯臨時特例給付金として640万円、新生児子育て支援給付金として150万円、合わせて790万円それぞれ追加計上しております。

次に、12ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料ですが、新型コロナウイルスワクチン接種医師派遣委託料として22万円、電算処理委託料として38万5,000円、合わせて60万5,000円、また同日14節工事請負費ですが、公共施設等エアコン設置工事として550万円、同じく同日17節備品購入費、機械器具購入費として400万円それぞれ追加計上しております。

次に、13ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金ですが、農林水産団体等コロナ感染予防対策支援補助金として450万円、作業効率化施設整備支援補助金として638万円、合わせて1,088万円それぞれ追加計上しております。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、22節償還金利息及び割引料ですが、移転用地宅地分譲に伴う岩手県東日本大震災復興交付金返還金として108万7,000円追加計上してお

ります。

次の14ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、12節委託料ですが、地域の一点一商品づくり業務委託料として350万円、ワーケーション環境整備業務委託料として50万円、合わせて400万円、また同日18節負担金補助及び交付金ですが、田野畑産品消費拡大支援事業費補助金として450万円、同じく同項3目観光費、18節負担金補助及び交付金ですが、教育旅行誘致支援補助金として150万円それぞれ追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

タブレット54ページを御覧ください。議案第10号 令和3年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正でございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,080万4,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,974万8,000円とするものでございます。

タブレットの64ページ、予算書の5ページを御覧ください。まず、歳入についてご説明いたします。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2節後期高齢者支援金分現年課税分ですが、後期高齢者支援金分現年課税分として26万9,000円、また同日3節介護納付金分現年課税分ですが、介護納付金分現年課税分を116万7,000円それぞれ追加計上しております。

5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金ですが、特別調整交付金として275万8,000円追加計上しております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節職員給与費等繰入金ですが、職員給与費等繰入金について360万1,000円減額、また同日5節その他一般会計繰入金、その他一般会計繰入金について64万9,000円減額、それぞれ計上しております。

次の6ページを御覧ください。歳出について主なものをご説明いたします。なお、人件費につきましては人事異動等に伴う補正のため、割愛させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料ですが、国民健康保険市町村事務処理標準システム導入業務委託料として305万8,000円追加計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、18節負担金補助及び交付金ですが、一般被保険者後期高齢者支援金等として26万9,000円追加計上しております。

次の7ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、3項介護納付金分、1目介護納付金分、18節負担金補助及び交付金ですが、介護納付金としてとして116万7,000円追加計上しております。

5款保健事業費、3項総合保健事業費、1目総合保健施設管理費、10節需用費ですが、暖房用ボイラーの修繕費として32万6,000円追加計上しております。

次に、直営診療施設勘定についてご説明いたします。タブレット84ページ、予算書18ページを御覧ください。歳入ですが、主なものについてご説明いたします。5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国庫補助金、1節国庫補助金ですが、歯科、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金として25万円追加計上しております。

19ページを御覧ください。次に、歳出についてですが、主なものについてご説明いたします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、10節需用費ですが、歯科、新型コロナウイルス感染症対策用消耗品として16万7,000円、また同目17節備品購入費として、歯科、機械器具費としてサーマルカメラ1台分として10万5,000円、それぞれ追加計上しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長【鈴木隆昭君】 お諮りいたします。

以上13件については、質疑を留保し、本日は散会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【鈴木隆昭君】 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 1時57分)